

亀山市告示第157号

亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えるため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する三重県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した農業者に対し、その費用の一部を補助することにより、収入保険への加入を促進し、農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金は、亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金（以下「補助金」という。）という。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、責任開始日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある収入保険に加入した農業者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を市内に有する法人
- (2) 全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険に加入した者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が負担する収入保険に係る保険料及び付加保険料（以下「保険料等」という。）を合計した額に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 交付対象者は、補助金の交付の申請等をするときは、三重県農業共済組合長（以下「組合長」という。）を代理人として委任しなければならない。

2 前項による委任は、組合長に委任状（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

（交付申請）

第6条 前条の規定により委任を受けた組合長（以下「受任組合長」という。）は、亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）前条第2項の規定により提出があった委任状
- （2）収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できる書類
- （3）収入保険の保険料等明細一覧
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の確定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付確定通知書（様式第3号）により受任組合長に通知するものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

委任状

年 月 日

亀山市長 様

委任者

住 所

名 称

代表者

印

私は、三重県農業共済組合長を代理人と定め、 年度亀山市農業  
経営収入保険加入促進対策事業費補助金に係る申請、請求及び受領に關す  
る一切の権限を委任します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者（受任組合長）

住 所

名 称

代表者

印

亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付申請書

年度において、補助金の対象となる収入保険に加入したので、亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）委任状

（2）収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できる書類

（3）収入保険の保険料等明細一覧

（4）その他

様式第3号（第7条関係）

亀山市指令 第 号  
年 月 日

様

亀山市長 印

亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付申請については、亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 補助金の交付条件
  - (1) 補助金の交付に関する法令、規則及び亀山市農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金交付要綱を遵守しなければならない。
  - (2) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を収入保険に加入した年度の次の年度から5年間整理保存しなければならない。
  - (3) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (4) この補助金の対象となる収入保険への加入に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。